

3月定例会

一般質問

3月8日、12日の本会議では、10名の議員が一般質問を行い、市政全般にわたり活発な議論が展開されました。主なものを紹介します。(発言順に掲載)

審議の様子は、インターネット中継や会議録検索システム（5月下旬掲載予定）にてご覧いただけます。



加西病院の経営形態見直しについて



松尾 幸宏 議員
(自民の風・誠真会)

問 平成28年度に続き、病院会計へ3億円の追加繰り出しが補正予算案で上程されているが、加西病院の経営改革はまさに喫緊の課題である。経営改革の一環として加西病院は平成21年12月に、地方公営企業法全部適用となったが、経緯と改善内容についてお尋ねしたい。

答 平成19年に総務省から公立病院改革ガイドラインが出され、加西市では「市立加西病院のあり方検討委員会」が設置さ

れました。そして平成20年3月に公設公営により現状の延長線上で経営改革を進め、全部適用を速やかに採用することの答申が出されました。これに基づき、地方公営企業法を全部適用する運びとなりました。全部適用では、加西市が開設者ですが、人事権や経営権は市長が任命した事業管理者に委ねられ、民間の医療法人に近い経営形態となります。しかし全部適用においても予算、決算は市長の承認を得て議会の可決が必要です。

問 平成20年3月の答申には、「公設公営による経営が難しいと判断された場合には、地方独立行政法人の非公務員型を目指していくべきである」と記されている。総務省のガイドラインにも、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しが課題とさ

れ、全国の取り組みとして、北播磨総合医療センターへの再編等が取り上げられ、地方独立行政法人化による経営改善の例も掲載されている。加西病院においても、より病院の権限が増し、弾力的な経営ができる地方独立行政法人化に取り組んではどうか。

答 現在、全国893の公立病院のうち、全部適用は365病院、一部適用は369病院、独立行政法人は81病院で全体の約9%です。全部適用の中で、事業管理者の権限を最大限行使し、できる改革は徹底的に行い、それでもなお立ち行かない、組織を変える必要があると判断された場合、地方独立行政法人化を具体化させることになると思う。現経営形態で経営の効率化を図り、住民の求める医療ニーズに十分応えられるよう努力していきたい。